

公立大学法人新潟県立大学に係る 第3期中期目標期間の終了時の検討について

1 趣旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第79条の2第1項の規定により、知事は、公立大学法人新潟県立大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間の終了時まで、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

また、検討を行うに当たっては、同条第2項の規定により、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

2 検討方針

（1）実施時期

今年度は、中期目標期間（R3～R8）の終了年度であり、法人に業務を継続させる場合、次期中期目標の策定を行う必要があることから、次期中期目標の策定の前に、中期目標期間の終了時の検討を行う。

（2）検討方法

法人は、令和3年度に、学校教育法第109条第2項に基づき、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、文部科学省の認証を受けた認証評価機関による大学認証評価を受けている。

また、令和7年度の評価委員会において、法第78条の2の規定に基づき、中期目標期間の終了時見込み業務実績に関する評価（中間評価）を実施している。本検討にあたっては、これらの評価結果を踏まえて、検討を行うこととする。

3 第3期中期目標期間における評価結果

（1）認証評価機関による大学認証評価結果

① 評価結果

令和3年度、大学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、公益財団法人大学基準協会の大学認証評価を受け、大学基準に適合していると認定された。

② 主な評価及び課題

主な評価及び課題は以下のとおりであった。

評価	・学生の学修指導や生活、進路等について細やかな指導・支援を行う「アドバイザー教員制度」を開学当初から運用している。 ・2013 年度に設立した外国語教育センターを中心に、大学の基本理念である「国際性の涵養」を実現している。英語教育については、高い英語活用能力の修得を目的とした全学的な英語教育プログラムである ACE (Academic Communicative English) を中心に展開している。さらに、前身の県立新潟女子短期大学から継続してロシア・中国・韓国の東アジアに特化した言語教育に取り組むなど、「国際性」を備える専門人材の育成に努めている。
課題	I 大学院の定員未充足について、大学院教育の在り方を踏まえた入試広報等の学生確保の取組みの充実や定員の在り方の検討を行うことが求められる。 II 学校教育法第 93 条第 2 項の趣旨を踏まえ、教授会の役割についての学内規程の整備が求められる。 III 大学の教育研究活動等の自己点検・評価について、大学を設置する法人に対する評価との違いを整理し、その在り方を明確化することが求められる。

③ 課題 I ～Ⅲへの対応状況

- I 従来の広報に加え、内部進学については、学内進学者一環プログラムの制度改正等を行うとともに、留学生の確保についてベトナム・モンゴル等の現地で開催された留学フェア等を通じ、令和 6 年度に定員充足を達成した。
- II 教育研究評議会（R4.3 月）において、教授会の役割に関する学内規程（教授会規程及び研究科委員会規程）の改正を行った。
- III 令和 6 年度、自己点検・評価検討ワーキンググループにおいて法人評価とは分離した学校教育法に基づく教育研究活動等の自己点検・評価体制を整備した。

（2）評価委員会による中期目標終了時見込業務実績評価の結果

参考 2 「新潟県立大学中間評価結果の概要」のとおり

4 業務を継続させる必要性について（案）

上記 3 のとおり、認証評価機関による大学認証評価結果は「大学基準に適合している」であり、評価委員会による中期目標終了時見込業務実績評価における評価結果も「中期目標の達成状況は『良好』となる見込みである」であった。また、法人の業務運営にも著しく不適切な事案はなかった。

このことから、引き続き、法人に業務を継続させることが妥当と判断する。

5 組織の在り方及び組織及び業務の全般にわたる検討について（案）

第4期中期目標及び中期計画の策定にあたり、上記3における課題・改善点を反映させることをもって、法第79条の2に基づく所要の措置を講ずることとする。